

9 八雲中学校 令和8年度『いじめ防止基本方針』

1. 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対するいじめを認識しながら、放置することも絶対にならないように生徒のいじめ問題に対する意識を高め、理解を深めることを旨として、このいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等の対策を行うものとする。

2. いじめ防止に関わる基本事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法 第1章 総則より）

(2) いじめの禁止ならびに学校及び職員の責務

①いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。

②いじめの積極的な認知（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(3) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ア 生徒指導及び学年・学級経営の目標の一つに「いじめの根絶」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことを組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係機関との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動への支援を行う。
- エ 人権教育を通して、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する

- i 生徒対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月、1月）
- ii 保護者への聞き取り 随時
- iii 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り 年2回（7月、11月）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- i スクールカウンセラーの活用
- ii いじめ相談窓口の設置

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員のいじめ防止等に関する資質向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処するための必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を実施する。

未然防止

- 魅力ある授業の実現
- 「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」に着目したいじめの未然防止の取組

早期発見

- 全教職員によるいじめの定義等の共通理解
- 一人一人の教職員の気づきを「いじめ防止対策委員会」につなげる仕組みの構築

組織的対応

- 情報を集め、組織的に共有
- 指導・支援体制を検討し、対応方針を決定

3. いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 教頭、生徒指導主事、各学年の代表、養護教諭、スクールカウンセラー

(いじめ事案発生時は該当生徒クラス担任)

〈活動〉 i いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)

ii いじめ防止に関すること

iii いじめ事案の対応に関すること

iv いじめが心身に及ぼす影響、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〈開催〉 定例を基本とし、いじめ事案発生時は随時開催するものとする。

4. いじめ事案発生の際の措置

(1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(2) いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を行うと共に、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(3) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められる時は、保護者と連携を図り、一定期間、別室等において学習する措置を講じる。

- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

5. 重大事案への対処

生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

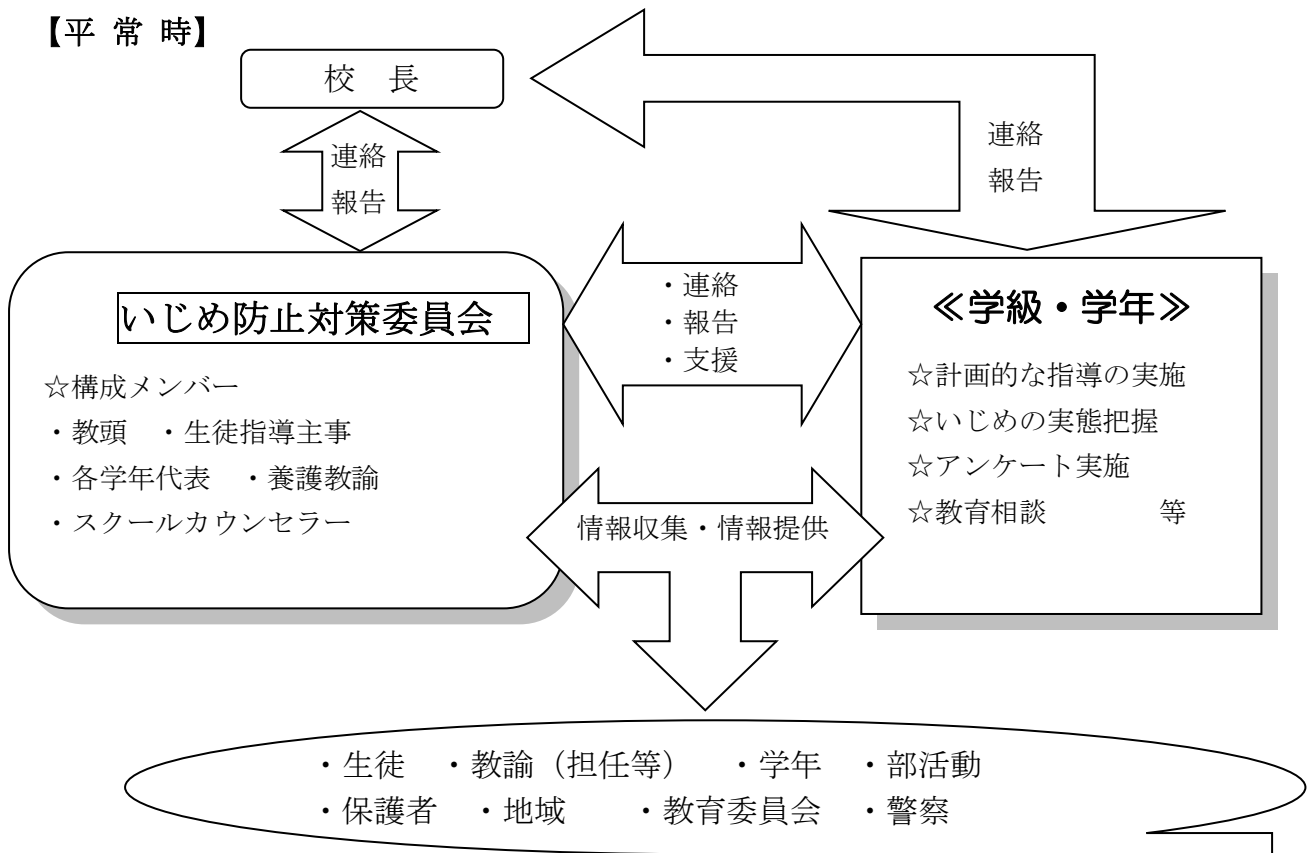
- (1) 重大事案が発生した旨を八雲町教育委員会及び警察に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するための組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価にいじめ防止に関わる項目を加え、適正に本校のいじめ防止の取組を評価する。

7. いじめ防止体制

【平常時】



【いじめ発生時】

